

## 令和8年度利府町ホームページバナー広告募集要項

### (目的)

- 1 この要項は、利府町ホームページにバナー広告枠を設け、町内等事業者の有料広告を掲載することにより、町の新たな財源を確保し、町内等事業者の活性化を支援することを目的とする。

### (広告の掲載を募集するページ)

- 2 広告の掲載を募集するページ、その規格等は、次のとおりとする。

#### (1) ページ、規格等

ア 利府町オフィシャルサイトトップページ「下部広告枠」(1事業者1枠に限る。)

(URL : <https://www.town.rifu.miyagi.jp/gyosei/index.html>)

イ 縦100ピクセル×横320ピクセル

ウ GIF、JPEG 20KB以内 (アニメーション不可)

- (2) 広告については、利府町広告掲載等基準 (平成20年9月9日町長決裁。

以下「基準」という。) に違反しないものであること。

### (募集に応募できる者)

- 3 募集に応募できる者は、基準の3の規制業種又は事業者に該当しないものとする。

### (募集方法及び応募方法)

- 4 募集及び応募の方法は、次のとおりとする。

(1) 広告の募集は、町のホームページにより公募するものとする。

(2) 応募を希望する者は、広告掲載申込書 (様式第1号) 及び広告データを電子メール、郵送又は持参により利府町企画部秘書政策課に提出すること。持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日以外の日の午前8時30分から午後5時15分までの間に持参すること。

### (応募の無効)

- 5 この要項及び基準に違反する応募は、無効とする。

### (掲載の決定)

- 6 広告の掲載の相手方は、利府町広告事業実施要綱 (平成20年9月9日町長決裁) 第6条第1項に規定する利府町広告審査委員会に諮り、決定する。

### (掲載の決定通知等)

- 7 上記6の規定により、広告の掲載を決定したときは様式第2号、広告の掲載をしない決定をしたときは様式第3号により、その旨を応募した者に対し通知するものとする。

### (広告のデザイン等)

- 8 上記7の広告の掲載の決定を受けたもの (以下「広告主」という。) は、自身でバナー広告の画像を作成し、作成に係る経費は広告主が負うものとする。ただし、広告内容及びデザイン等については、修正する場合がある。

(広告料)

- 9 広告料は1枠につき、年額48,000円 ただし、年度途中からの掲載となる場合、1枠につき、月額4,000円とする。

(広告料の納入)

- 10 広告料は、掲載の決定後、町が指定する日までに、町が発行する納入通知書により一括で納入するものとする。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(広告の掲載)

- 11 広告の掲載は、次のとおりとする。

- (1) 掲載の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。  
ただし、広告主が事業を廃止した場合、基準に違反した場合などはこの限りでない。なお、年度途中の申込みの場合は、掲載が決定した日の翌月1日からの掲載とする。
- (2) 町が指定する日までに広告料の納入がない場合、掲載を中止する。

(広告主の責務)

- 12 広告主は、広告の内容に関する一切の責任及び次の責任を負うものとする。

- (1) 広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関わる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを保証すること。

第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決すること。

附 則

この要項は、令和8年2月9日から施行する。